

1 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、平成29(2017)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされた。
- 農地に関しては、平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによる更なる事務・権限移譲や規制緩和が課題となるほか、義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

2 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

提案事項

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増や地方創生、人口減少、公共施設等の老朽化への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げること。

その際、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら、社会保障関係費の増加に対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準の一般財源総額を確保すること。

また、指摘されている基金残高の増加について、財政調整基金などは、徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものであり、基金残高の増加を理由に、地方交付税等の削減は決して行わないこと。

- ② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年度の地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を最大限確保することにより、前年度から約0.3兆円の減の16.0兆円が確保され、地方の一般財源総額については、社会保障の充実分の確保も含め、前年度を上回る62.1兆円が確保された。
- 地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で廃止された。
- 平成27(2015)年度に閣議決定された骨太の方針に明記された「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30(2018)年度までにおいて、平成27(2015)年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とした方針が期限を迎える。
- 地方における基金残高の中には、財政調整基金などは徹底した行財政改革に取り組んできた結果捻出した財源を、様々な地域の実情に応じて積み立ててきたものである。また、経済対策の際に国費により措置された基金なども含まれており、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。
- 臨時財政対策債発行額は前年度を0.1兆円下回る4.0兆円と抑制したものの、依然として高い水準にあり、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進めているところであるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 消費税・地方消費税10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方行財政に係るものについては、地方と十分協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保すること。

(提案の理由)

現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25(2013)年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、子ども・子育て支援、医療、介護等の制度改革が順次行われ、本格的な実施の段階に入っている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。
- 社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」が平成29(2017)年12月に閣議決定され、消費税・地方消費税引上げ分の一部が、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化など、教育の無償化措置の実行等に活用されることとなったが、地方の行財政運営等への影響が明らかにされていない。
- 国民健康保険の都道府県単位化の前提として約束された財政支援の拡充が実施されるとともに、平成32(2020)年度末までに行うとされていた財政安定化基金の積増しが平成30(2018)年度予算で実施された。

課題

- 地方においては、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係費や投資的経費などの削減で吸収してきたのが実態であるが、地方だけの努力で財源を捻出してきた従来の手法では、制度を維持することは不可能である。

提案事項

(3) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生推進交付金について十分な予算措置を継続すること。また、地方の自主性と主体性を尊重し、使い勝手のよい仕組みとすること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 国の平成30(2018)年度予算において「地方創生推進交付金」(国費1,000億円(国1/2))、平成29(2017)年度補正予算において、生産性革命に資する施設整備等の取組を進めることを目的とした「地方創生拠点整備交付金」(国費600億円(国1/2))が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27(2015)年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成30(2018)年度においても引き続き1兆円が確保され、少なくとも総合戦略の期間である平成31(2019)年度までは継続し、1兆円程度の額を維持するとされた。
- 「地方創生推進交付金」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に同交付金の地方負担分に応じて地方財政措置を講じることとされている。
- 平成30(2018)年度地方創生推進交付金の運用について、新規事業・継続事業ともに実施計画書の受付が平成30(2018)年1月に、交付決定が4月1日に行われるなど、年度当初から事業着手できるよう、時期の早期化が図られた。
- 人口移動の状況を見ると、特に東京圏への人口流出が拡大するなど、東京一極集中の流れに歯止めがかかっていない。
- 地方創生の推進のための事業であっても、個人への給付及びそれに類するものが対象外経費とされるなど、地方が求める自由度の高い交付金となっていない。

課題

- 地方創生は本格展開の時期に入り、地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

提案事項

(4) 車体課税の見直しの代替財源確保等

- ① 環境性能割で確保できない自動車取得税の廃止による減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。
- ② 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う際には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(提案の理由)

現状

- 車体課税の見直しに当たり、消費税率8%への引上げ時(H26(2014).4.1)において自動車取得税の税率引下げ等が先行して実施されたため、減収となった。
- 自動車税の環境性能割は、消費税率10%への引上げ時である平成31(2019)年10月から導入することとされたが、廃止される自動車取得税に比べ、グリーン化機能を維持・強化する制度設計とされたため、更なる減収が見込まれる。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減について、平成29年度与党税制改正大綱においては、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、総合的な検討を行い、必要な措置を講じる」こととされ、平成30年度与党税制改正大綱では触れられていない。

課題

- 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。
- 自動車税の引下げは、広く国民に消費税率引上げを求めている中で大幅な減収となり、保有課税の性格を考えれば経済対策上の観点からの見直しは不適當である。
- 仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべきである。